

改正

平成25年 4 月 1 日規則第 6 号

平成27年 9 月 1 日規則第 9 号

平成27年11月25日規則第11号

令和 2 年 4 月30日規則第 7 号

令和 6 年 4 月15日規則第12号

矢吹町ふるさと思いやり基金条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、矢吹町ふるさと思いやり基金条例（平成20年矢吹町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入)

第 2 条 寄附金の受入額は、申込み 1 件当たり2,000円以上とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(事業の種類)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項及び第 6 条に規定する町長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 未来を担う子どもたちに関する事業
- (2) 矢吹町の自然や環境の保全に関する事業
- (3) 安心して暮らせるまちづくりに関する事業
- (4) 地域の賑わい創出に関する事業
- (5) その他、前 4 号に掲げる以外の事業

(寄附金受け入れの方法)

第 4 条 寄附の申込みは、寄附申込書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、寄附者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項に規定する町が指定をした指定代理納付者に寄附金を納付させることを申し出た場合は、この限りではない。

- (1) 矢吹町の銀行口座への振込による納付
- (2) 現金書留による納付
- (3) 現金持参による納付
- (4) 郵便振替による納付

第 5 条 寄附金を納入する際に金融機関で生じる手数料は、寄附者の負担とする。ただし、郵便振替による納付は、この限りではない。

(返礼品)

第 6 条 町長は、矢吹町以外に住民票を有する寄附者から寄附があった場合は、矢吹町及び矢吹町内等の商品を寄附者に P R するため、矢吹町ふるさと納税返礼品（以下「返礼品」という。）を送付できるものとする。

(寄附金台帳の作成)

第 7 条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第 2 号）を作成しなければならない。

2 町長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(運用状況の公表)

第 8 条 町長は、毎年 6 月末日までに、前年度までの寄附金の運用状況について、公表しなければならない。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 9 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成27年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年11月25日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年 9 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月30日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 4 月15日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の矢吹町ふるさと思いやり基金条例施行規則第 6 条の規定により、寄付者に贈呈した寄附謝礼ポイントの有効期限は、令和 7 年 3 月31日を限度とする。

年 月 日

矢吹町長 様

（寄附申込者）

住所 _____

名前 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

寄 附 申 込 書

矢吹町を応援するため、下記のとおり「ふるさと思いやり基金」に寄附します。

金 _____ 円也

1 希望する寄附金の活用方法（いずれかに○印）

- （1） 未来を担う子どもたちに関すること
- （2） 矢吹町の自然や環境の保全に関すること
- （3） 安心して暮らせるまちづくりに関すること
- （4） 地域の賑わい創出に関すること
- （5） その他自治体におまかせ

2 その他（意見、メッセージ等）

矢吹町ふるさと思いやり寄附金台帳

（事業）

整理 番号	寄附年月日	寄附者氏名	住 所	金 額（円）	備 考